

総 会 議 事 録

令和 6 年 7 月

令和 6 年 7 月 12 日 (金) 開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和6年7月12日(金)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時12分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、関野 掲司、菖蒲谷 透、林原 雅人、
山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、吉田 進、土井 司

10名

欠席 和久田 二三代、酒井 義浩、小山 有美恵、垣根 敏孝 4名

農地利用最適化推進委員

出席 杉本 廣行、粉川 正太郎、柴田 眞市、糸井 真、瀬戸 享明
溝口 喜順、橋本 学

7名

欠席 平野 信也、古橋 隆三、志水 雅 3名

事務局 事務局長 西原 誠二、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第32号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第33号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について
- 日程第5 議案第34号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について

〔関野会長〕 ただ今から、令和6年7月の定例総会を開会いたします。

本日の出席者は24名中17名です。欠席は和久田委員、酒井委員、小山委員、垣根委員、平野委員、古橋委員、志水委員の7名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。菖蒲谷委員、林原委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の 3 頁を御覧ください。議案第 31 号になります。

「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。3 件ございます。1 番です。農地の所在は大字皆原※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。譲渡人は皆原にお住いの※※様、譲受人は宮本にお住いの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、永年耕作放棄地となっていたが譲り受け人より耕作を目的に取得したい旨の申出があったため、譲受人の申請事由につきましては隣接する農地で親族が営農していることから、支援を受けながら自らも営農を始めたいとなっております。

2 番です。農地の所在は大字中野※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。譲渡人は京都市にお住いの※※様、譲受人は与謝野町にお住いの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、遠方で生活しており当該農地を管理できないため、譲受人の申請事由につきましては実家兼勤務先に隣接する当該農地を取得し、家庭菜園として営農したい。となっております。

3 番です。裏面の 4 頁にまたがったの記載となっております。農地の所在は大字下世屋※※番ほか 4 筆、登記地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡となっております。譲渡人は千葉県にお住いの※※様、譲受人は京都市にお住いの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては遠方で生活しており当該農地を管理できないため、譲受人の申請事由につきましては下世屋の住宅と共に当該農地を取得し、当市に移住して農業を始めたいとなっております。

次の 5 頁に具体の場所につきましての地図を添付しております。上が 1 番の皆原になります。画面中央に府道 45 号線は横断しております。これを左上に進みますと惣の方面、右下に進みますと山中方面となっております。画面左上に皆原公民館、直ぐ下に皆原浄水場を記載しております。申請農地は皆原集落から山中方面へ進んだ集落の外れ付近の府道沿いの農地となっております。次のその下の 2 番中野になります。画面下に国道 178 号線、その上に中野集落、中央に中野公民館、右端に府中小学校を記載しております。申請農地は中野公民館の近隣の民家に隣接する農地となっております。次に 3 番です。下世屋の地図になっております。画面に中央に斜めに府道 75 号線と世屋川があり左上に進むと上世屋方面、右下に進むと日置になります。画面上の中央付近に下世屋公民館がありその周辺が下世屋集落となっております。当該農地はこの集落付近となっております。資料により御確認をお願いいたします。

次に 6 頁をお願いします。現地写真を添付しております。上が 1 番の皆原の案件となっております。赤い点線に囲まれた部分が申請農地となっております。写

真のとおりしばらく耕作放棄され荒廃が進んでおります。当初この土地を取得したい内容の相談があり現況を確認した時は、この3条ではなく非農地申請の手続きで話を進めておりましたが、申請者から農地を復旧して耕作を始めたいという計画なので3条で申請したい、非農地申請をしてしまうと山林原野へ地目を変更して土地を所得した後、復旧して耕作を始める段階になったら再度農地への地目変更をする必要がある。計画どおり耕作したら時間も費用も2度手間になる。また申請者の父親の方ですが、私が責任をもって支援したい。過去にも竹やぶになりかけた農地を復旧したこともあり、親子で農地を守る方向で頑張りたいと思っているので農業委員会も理解と協力をお願いしたい、と3条の申請を強く希望されたことから今回の申請となっております。

次に下の写真の2番です。中野の案件になります。左に見えております住宅が申請者の実家になっておりまして、こちらが商売をしておりここに申請者は通勤しており、現在も譲受人が管理をしております。赤い点線が当該農地となっておりますが、点線の位置が少し手前にズレておりまして実際には奥の境界線ですが、もう少し奥の法面の際までとなっております。作付けされております部分は当該農地の中に含まれております。そして、現況ですが写真のとおり手前は今は作付けはないですが、奥側半分ほどになります。夏野菜を栽培されており家庭菜園として利用されております。

次にその下の2枚の写真が3番の下世屋になります。上の写真に3筆、下の写真に2筆表示しております。いずれの農地も現在は近所に住む農家さんが耕作されており適正に管理をされております。譲り渡し人の※※さんは千葉県にお住まいで下世屋の全ての農地を整理したいということで、この5筆農地とこのあと非農地申請に出てきます農地を下世屋に移住される予定の※※さんへ売買することを希望され、現況で農地として利用できる場所は3条申請、今後復旧される可能性もありますが荒廃している所は非農地申請に分けて手続きを進められております。譲受人の※※さんにつきましては現在転勤で京都市内に住んでおられ農業から離れておりますが、出身は綾部市で子どものころから手伝いなどで農業には関わりがあったそうです。今後はここに移り住み農業を営みながら田舎暮らしをおくりたいということでした。

次に7～9頁に許可申請に係る調査書を添付しております。最初に7頁の1番の案件になります。上から第2項第1号から6号まで特段問題はないということで取得要件に抵触する事項には該当しないとなっております。この内第2項第6号の（地域調和）につきましては、譲受人は当該農地に隣接農地で営農を行っている父親に援助を受けながら荒廃農地を復旧した上で耕作したいと考えており、取得後も周辺地域へ影響を及ぼすことはないものと考えられる。7月1日に地区担当の宇野委員、杉本委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。

次に8頁の2番になります。こちらにつきましても上から第2項第1号から6号まで特段問題はないということになっております。この内第2項第6号の（地域調和）につきましては、譲受人は当該農地に隣接する工場が実家となっておりほぼ毎日通勤していることから、家庭菜園として以前から農地を管理している理由により所得後も周辺地域へ影響を及ぼすことはないものと考えられました。7月3日に地区担当の吉田雅典委員、古橋委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。

最後に9頁の3番になります。こちらにつきましても上から第2項第1号から6号まで特段問題はないということになっております。この内第2項第6号の（地域調和）につきましては、譲受人は宮津市に移住し住宅近隣の農地を取得し営農する計画である。転入以前も農業に携わっていたことから周辺地域へ影響を及ぼすことはないものと考えられる。7月3日に地区担当の小山委員、溝口委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。

議案第31号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当から補足説明をお願いします。1番は宇野委員、2番は吉田雅典委員、3番は小山委員が本日欠席ですので現地確認をお世話になりました溝口委員からお願いします。

〔宇野委員〕 去る7月1日に杉本委員と事務局の同行で現地確認を実施しております。申請農地は写真のとおり耕作されずに荒廃しておりまして、ここを農地として使用することに不安もあるわけですが、本人の営農することに対する決心が堅いようですので、様子を見るということで許可して問題ないと判断いたしました。以上です。

〔吉田雅典委員〕 申請の農地につきましては、去る7月3日、古橋推進委員、事務局の同行で現地確認を実施しました。現地写真は資料の6頁になります。

現在も譲受人が管理をしているということで、耕作の状況としては写真の手前部分につきましては、現在作付けされておられません。奥側半分位の面積になりますが夏野菜を栽培されておりました。取得後も今の管理を継続したいとのことでありますので許可して問題ないと判断いたしました。

〔溝口委員〕 小山委員が本日欠席ですので、私の方から報告をいたします。申請の農地につきましては、去る7月3日に現地を確認しております。現地写真は資料の6頁の下側2枚になります。農地の状態は、現在も近所の農家により適正に管

理をされております。譲受人は、この集落の空き家に移り住み、田舎くらしをしながら当該農地をこの状態のまま営農したいという計画ですので問題はないと判断しました。

〔関野会長〕 これより、議案第 31 号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(質疑なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 31 号については、許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 31 号については、許可します。次に日程第 3、議案第 32 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 10 頁をお願いします。議案第 32 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。5 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては字惣※※ほか 1 筆、登記地目は、田が 1 筆、畑が 1 筆、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は京都市にお住まいの※※様で非農地の事由につきましては平成 19 年頃から耕作していないということです。右の備考にありますとおり、相続人(※※様)からの申請となっております。

2 番です。土地の所在につきましては字惣※※ほか 5 筆、登記地目は、田が 2 筆、畑が 4 筆、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は千葉県にお住まいの※※様で非農地の事由につきましては平成 20 年 12 月 1 日以前から耕作していないということとなっております。

裏面の 11 頁になります。3 番です。土地の所在につきましては字小寺※※ほか 1 筆、登記地目は、いずれも畑、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は奈良県にお住まいの※※様で、非農地の事由につきましては小寺※※番にあっては昭和の頃から、小寺※※番にあっては平成 20 年頃から耕作していないということとなっております。

次 4 番です。土地の所在につきましては字下世屋※※番ほか 5 筆、登記地目は畑が 4 筆、田が 2 筆、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は先

ほど議案 31 号の 3 条の所有権移転で御審議を賜りました、千葉県にお住まいの ※※様で、非農地の事由につきましては平成 19 年頃から耕作していないということとなっております。

次頁の 12 頁になります。5 番です。土地の所在につきましては大字里波見 ※※番、登記地目は田、面積は ※※㎡ となっております。

土地の所有者は里波見におられました ※※様で、非農地の事由につきましては昭和 37 年頃から耕作していないということとなっております。備考欄ですが相続人 (※※) 様からの申請となっております。

具体的場所につきまして 13 頁に地図を添付しております。上が 1 番の惣の農地となっております。画面左に宮津駅、中央にグンゼ宮津工場が表記されております右側へ行きますと皆原、山中方面となっております。

申請の農地は図面右下になりますが、惣集落外れの市道沿いとなっております。次に下が 2 番で同じ惣の農地となっております。こちらも画面左に宮津駅とグンゼ宮津工場が表記されており中央上の府道 45 号線と表記のあります府道の文字の位置が先程の 1 番の案件の位置となりますが、申請農地は図面右下になります惣集落から山へ 200m ほど入った場所となっております。

裏面の 14 頁を御覧ください。上が 3 番の小寺になります。中央に国道 178 号線、左に不燃物処理場の記載がありますが申請の農地はこの海側になります小寺地区の村中にあたります住宅地となっております。

その下の地図が 4 番の下世屋になります。先程の 31 号議案の下世屋の地図と同じ場所と少し上世屋寄りの記載となっております。画面のとおり当該農地は右下の世屋川沿いに 2 筆と左上の下世屋集落内に 4 筆となっております。

次の 15 頁を御覧ください。5 番の里波見となっております。画面に海岸と国道 178 号線があり中央に波見川が横断しております。画面中央付近の上側に里波見公民館の記載がありまして申請農地はその付近の集落内の住宅地となっております。資料により御確認をお願いいたします。

次の 16 頁に現地写真を添付しております。上が 1 番の惣 ※※番になります。写真のとおり当該農地は道路敷きとなっております。現在は市道ですが整備された当時は府道でございますが、通常道路用地になるとときには地目と名義の変更手続きが行われるはずなのですが、この農地は何らかの理由により個人名義の農地として残ってございました。下の写真も 1 番の案件で、惣 ※※番となっておりますが、この農地を財産整理する際現在の公図に載っていない惣 ※※番がもう 1 筆があることが発覚し調べたところ道路敷きであったという経過となっております。下の写真の惣 ※※番につきましては、市道沿いの石垣を含めた上側で現在は永年耕作されておらず、写真のとおり熊笹が群生しており山林原野化が進んでおります。

次その下の写真が2番の惣※※番ほか5筆になります。先程の地図にありましており当該農地は惣集落から200m程山へ入った場所となっており農地であった痕跡や目標物もないため大まかな位置で確認をしております。周囲にも農地らしい場所もなく写真のとおり永年耕作されておらず杉の植林や雑木や竹林が点在しております。

次に裏面の17頁をお願いします。3番の小寺になります。上の小寺※※番につきましては昭和の頃住宅が建てられ更にはその住宅が取り壊され現在の状態に至った経緯のある土地となっております。現在は写真のとおり雑草が群生した状態となっております。その下が同じく3番の小寺※※番の写真になります。先程の写真の海側に位置しておりますが平成2年頃から耕作されておらず、現在は雑草が群生しており一部は廃材置き場となっております。

次に下の写真が4番の下世屋2筆となっております。写真のとおり永年耕作されておらずススキなどの雑草が群生しており原野化が進んでおります。

次の18頁をお願いします。4番の下世屋の続きで上の写真が下世屋※※番となっております。写真にあります点線の奥側、民家の敷地が申請農地となっておりまして先程の議案31号の所有権移転でありました譲受人の※※さんがこちらに転入されこの4番の下世屋の農地を全て譲り受ける予定となっております。

なお、民家につきましては農地に建っておりますので違法建築の状態となっておりますが、大正6年に新築され何度か改修され現在に至った経過があることから原因発生から20年以上が経過している理由により始末書などの提出は求めておりません。次に下の写真2枚、下世屋※※番、※※番になります。この2筆は場所も近く同じ様な状態となっておりますので合せて御説明いたしますが、この農地は平成19年まで耕作されており時々草刈もされておりますが10年以上耕作放棄され原野化が進んでおります。取得予定の※※さんは定住して落ち着いた後に何年かかけてこの農地を再生することも視野に入れられておりますが、3条の所有権移転で農地として取得するには先の話で営農計画が提出できないという理由から一旦非農地として取得されることを選択されております。

次に裏面の19頁をお願いします。4番下世屋の最後の写真になります。赤い点線部分になりますが、一部に建造物とコンクリート舗装があり永年耕作はされていない状態となっております。こちらにつきましても違法転用の状態となっておりますが、建造物は途中改修されておりますが、昭和の頃からこの状態であったようで、原因発生から20年以上が経過している理由から始末書などの提出は求めておりません。

次にその下の写真が最後5番の里波見になります。赤い点線部分が申請農地となっておりますが、こちらにつきましても写真のとおり住宅の敷地となっており耕作は出来ない状態となっております。なお、違法転用の状態となっております

が、当該住宅は、昭和 37 年の建築で 60 年以上が経過している理由から始末書などの提出は求めておりません。また、この住宅の住人は 2 年前に亡くなられ現在は空き家となっております。議案第 32 号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番、2 番は宇野委員、3 番は菖蒲谷委員、4 番はこちらにつきましても小山委員に代りまして溝口委員、5 番につきましても垣根委員が欠席ですので現地確認をお世話になりました橋本委員から報告をお願いします。

〔宇野委員〕 こちらにつきましても 7 月 1 日に杉本委員と事務局の同行で現地確認を実施しております。見ていただいたとおり 1 番ですが事務局の説明でもありましたが申請農地は写真のとおり、永年耕作されずに雑草が群生しております、ここから耕作は難しいと思いました。また 2 番ですが写真のとおり申請の農地は道路の敷地になっていましたので耕作は出来ないと思いますので、両方とも非農地で仕方が無いと判断しました。

〔菖蒲谷委員〕 申請の農地につきましては、去る 7 月 1 日、柴田推進委員、事務局の同行で現地を確認しております。資料の 17 頁になりますが上の 2 枚の写真です。事務局の説明にもありましたが、申請の農地は 2 筆とも永らく耕作されておらず写真のとおり雑草が群生しておりました、現況では耕作は困難であると思われましたので非農地と判断いたしました。以上です。

〔溝口委員〕 こちらにつきましても小山委員に代りまして、私の方から報告をいたします。申請の農地につきましては、去る 7 月 3 日に現地を確認しております。資料の 17 頁から 19 頁になりますが、最初に 17 頁の下の写真ですが雑草が群生しております。次の 18 頁ですが 1 番上の写真は民家の敷地になっており耕作は不可能であると思いました。その下の 2 番目、3 番目の 2 枚ですが比較的綺麗な状態に写っておりますが進入路が狭くトラクター等の機械が入れない場所におり耕作には適していないように思われました。次に最後の 19 頁上の写真になりますが構造物やコンクリート敷がありました。以上により現況では耕作は困難であると思われましたので非農地と判断いたしました。以上です。

〔橋本委員〕 去る 7 月 3 日に垣根委員、事務局と現地確認を行いました。垣根委員が欠席ですので、私の方から報告をさせていただきます。申請の農地は写真のとおり 60 年以上も前から住宅が建っておりまして、農地としての利用は不可能で

あると思いましたので非農地と判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第 32 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

〔粉川委員〕 里波見と下世屋の案件についてですけども、非農地の理由として何年から耕作していないとなっておりますが、そういう書き方ではなくて、現に住宅が建っていて耕作できないのでそういった理由にした方が現実にあっていて良いのではないのでしょうか。

〔内藤主任〕 御指摘のとおりであると思います。次回からの表記について改善するよう検討いたします。

〔関野会長〕 他に御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 32 号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 32 号については、承認とします。次に日程 4、議案第 33 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の 20 頁をお願いします。議案第 33 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。1 件ございます。この内、喜多の 2 筆の農地につきましては新規就農された若手農業者の※※さんが耕作される契約となっております。地目は田ですが畑として利用され野菜を栽培される計画となっております。貸借期間は 10 年、公告日は令和 6 年 7 月 22 日となっております。詳細につきましては、資料により御確認をお願いいたします。議案第 33 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 33 号について質疑に入ります。何か御意見等ござい

ませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 33 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 33 号については決定とさせていただきます。次に日程 5、議案第 34 号「農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の 21 頁をお願いします。議案第 34 号「農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について」になります。

一般社団法人京都府農業会議に対しまして、当委員会から農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて議決を求めます。中間管理機構を介した農地の利用権設定で、借手であります耕作者のみが変わる、配分計画の変更という内容となっております。

具体的内容につきまして、22 頁をお願いします。A3 の横長の資料になります。府中地区、小松、中野の農地 3 筆につきましての配分計画が記載されております。耕作者の変更ということですが、耕作者自体は変わっておりませんで以前から耕作されている※※さまが法人化されまして耕作者の欄にありますとおり※※を立ち上げられましてこの名義の変更に伴う契約変更となっております。貸借期間につきましては手続き完了後から令和 13 年 5 月 17 日までとなっております。詳細につきましては、資料により御確認をお願いいたします。議案第 34 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 34 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 34 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 34 号については決定とさせていただきます。以上で議事日程は全て終了いたしました。なお、今月の専決報告はございませんでした。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚司

委 員 葛 蒲 谷 透

委 員 林 原 雅 人

記 録 者 西 原 誠 二

